

神戸市上ヶ原浄水場再整備 PFI 事業
入札説明書別添資料 2
落札者決定基準

令和元年 6 月 7 日

神戸市水道局

目 次

第 1	審査の概要	1
1	落札者決定基準の位置付け	1
2	審査方法の概要	1
3	事業者選定評価委員会の設置	1
4	審査の視点	2
5	各審査と提出書類の関係.....	2
6	審査の手順	3
第 2	資格審査	4
1	参加資格要件審査	4
第 3	提案審査	5
1	定量的評価（価格要素審査）の確認	5
2	基礎審査	5
3	定性的評価（非価格要素審査）審査	6
4	加点審査	6
第 4	総合評価	10
1	総合評価の手順	10
2	総合評価点の計算式.....	10
3	落札者の決定.....	10
4	提案内容の位置づけ	10

第1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置付け

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、神戸市上ヶ原浄水場再整備 PFI 事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すものである。

なお、本書において使用する用語は、本事業の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」に基づく。

2 審査方法の概要

市は、本事業に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の手法を導入することによって、上ヶ原浄水場を再整備し、良質な水を安定的に供給する上水道施設全体（以下「上水施設」という。）を新設するとともに、事業者による効率的な施設運用が行われることを目的としている。

そこで、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号））により事業者を選定する予定である。

また、本事業は WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、以下「WTO 協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

3 事業者選定評価委員会の設置

市は、入札書及び入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した提案書類（以下「事業提案書」という。）の審査に際して、学識経験者等により構成する上ヶ原浄水場再整備等事業者選定評価委員会（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

なお、市が設置した事業者選定評価委員会の委員は次のとおり。

委員名（敬称略）	所属・役職等
柳川 隆	神戸大学大学院経済学研究科 教授
伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科 教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
鋤田 泰子	神戸大学大学院工学研究科 准教授
児玉 成二	水道局副局長

4 審査の視点

本事業の審査は、施設再整備業務から施設運営維持業務における各方面から専門的かつ詳細な評価を行うものとする。

審査においては、特に以下の点を踏まえて評価を行う。

- ✓ 上ヶ原浄水場の再整備について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されること。
- ✓ 良質な水を安定的に供給されるよう、施設の長寿命化や適切な運転管理・水質管理が行われること。
- ✓ 事業期間中だけでなく、事業期間終了後以降のライフサイクルコストにも配慮した施設再整備や維持管理の工夫が図られること。
- ✓ 上ヶ原浄水場がもつ位置エネルギーを有効活用し、エネルギー消費量を抑えた施設計画により、省エネで効率的な施設運用が図られること。

5 各審査と提出書類の関係

落札者の決定に必要な提出書類について、各提案に求める内容と各審査の関係を図表1に示す。

図表1 提出書類と各審査の関係

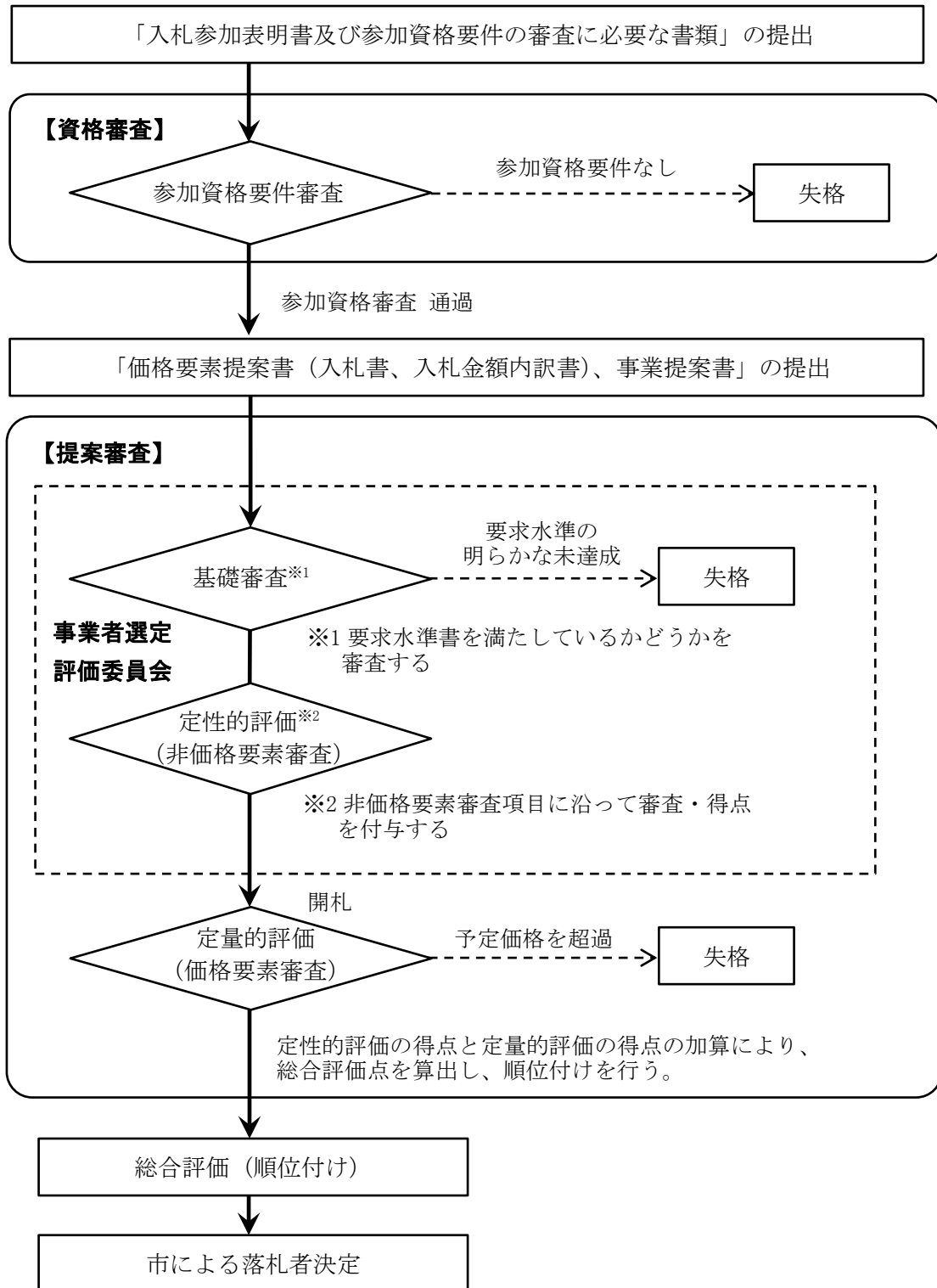
提出書類	提案を求める内容	資格審査	提案審査		
			基礎審査	定性的評価	定量的評価
入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類	・参加資格の要件	○			
事業提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案するシステムの設計計算書、フローシート、図面等の施設整備に関する技術資料 ・施設の維持管理方法に関する技術資料 ・非価格要素審査項目に沿った要求水準以上の提案内容 ・建設段階、維持管理段階における SPC の損益計算書及びキャッシュフロー計算書等 ・非価格要素審査項目に沿った要求水準以上の提案内容 		○	○	
価格要素提案書 (入札書、入札金額内訳書)	・整備費及び維持管理費の総額と内訳				○

○審査対象となる書類

6 審査の手順

落札者の決定は、基礎審査及び定性的評価（非価格要素審査）、定量的評価（価格要素審査）から構成され、図表2に示す審査の手順に基づき、実施する。

図表2 審査の手順



第2 資格審査

資格審査は、書類により参加資格要件の確認を行い、本事業への入札参加資格要件の審査を行う。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

1 参加資格要件審査

本事業を実施することを表明する単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）の各構成企業が入札説明書に定める共通の参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査を行う。参加資格要件を満たしていないと判断する場合には失格とする。

第3 提案審査

提案審査は、参加資格審査を通過した入札参加者から提出された価格要素提案書（入札書、入札金額内訳書）、事業提案書を審査する。提案審査では、定量的評価（価格要素審査）、基礎審査、定性的評価（非価格要素審査）について、それぞれ審査を行い、その加算によって最終的な落札者を決定する。

審査にあたっては、入札参加者によるプレゼンテーション、事業者選定評価委員会による入札参加者へのヒアリング等の実施を予定する。

なお、入札参加者から提出された入札書及び事業提案書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1 定量的評価（価格要素審査）の確認

入札参加者から提出された事業提案書のうち、価格要素提案書（入札書、入札金額内訳書）について、審査を行う。審査にあたっては、市が支払うサービス対価算定について確認を行う。

ア 入札参加者又はその代理人の立会の上、入札参加者が入札書等に記載した入札価格が、市の設定する予定価格（入札説明書を参照。）を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

イ 入札参加者から提案された入札価格について、入札説明書に示した前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。

ウ 市が支払うサービス対価の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

2 基礎審査

入札参加者から提出された事業提案書について、審査を行う。審査にあたっては、提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認を行う。提案内容は、市が要求する水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。事業提案書に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、その入札参加者は失格とする。

また、要求水準の達成確認を行うにあたり、入札参加者から提出された事業提案書に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

3 定性的評価（非価格要素審査）審査

入札参加者から提出された事業提案書について、審査を行う。審査にあたっては、非価格要素の審査項目で定める事業実施に関する項目、施設再整備に関する項目、施設維持管理に関する項目について、提案内容を勘案して評価を行う。

4 加点審査

提案審査のうち、定量的評価（価格要素審査）と定性的評価（非価格要素審査）については、以下（1）～（2）に従い定量化を行う。

（1）定量的評価（価格要素審査）の定量化方法

入札参加者が提示する入札価格について、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い入札金額を提示した入札参加者の価格点を100点とし、その他の入札参加者の価格点は、提案のうち最も低い入札金額からの割合に基づき算出する。算出した点数に0.4を乗じて40点満点換算した点数を価格点とする。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い入札金額}}{\text{当該入札参加者の提示する入札金額}} \times 100 \text{点} \times 0.4$$

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入。

（2）定性的評価（非価格要素審査）に関する事項

主に事業提案書について、図表3に示す審査項目、審査のポイント及び配点に従い、入札参加者の提案内容について加点評価し得点化を行う。加算した点数に0.6を乗じて60点満点換算した点数を非価格点とする。

なお、得点化に際しては、図表4に示す得点化基準により得点を付与する。

$$\text{非価格点} = (\text{100点満点での得点}) \times 0.6$$

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入。

図表3 審査項目及び配点等

No	審査項目	配点※
■事業実施に関する項目		計 16 点
1	事業計画	5 点
2	事業実施体制	5 点
3	セルフモニタリング	4 点
4	地元貢献	2 点
■施設再整備に関する項目		計 54 点
5	設計プロセス	4 点
6	処理プロセス設計	10 点
7	土木・建築構造物設計	7 点
8	機械設備設計	8 点
9	電気計装設備設計	6 点
10	建設工事計画	6 点
11	工事監理方法	6 点
12	周辺環境への配慮	3 点
13	新技術の採用	4 点
■施設維持管理に関する項目		計 30 点
14	運転管理計画	7 点
15	保全管理計画	6 点
16	水質管理計画	6 点
17	災害・事故時の対応	7 点
18	事業終了時の引継ぎ業務	2 点
19	その他、創意工夫に関する事項	2 点
合計		100 点×0.6

※総合評価点の算出にあたって、60点満点における得点に換算する。

【事業実施に関する項目（16点）】

No	審査項目	配点	審査のポイント	事業提案書様式
1	事業計画	5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の基本的なコンセプト ・SPC の安定的な運営に関する考え方 ・リスク管理の考え方 	6-1
2	事業実施体制	5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・代表企業と統括マネジメント業務の考え方 ・設計・建設段階の実施体制 ・維持管理段階の実施体制 	6-2
3	セルフモニタリング	4 点	<ul style="list-style-type: none"> ・SPC 構成企業の監視体制 ・セルフモニタリングの考え方 	6-3
4	地元貢献	2 点	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における地元（神戸市内）業者の活用方針 ・地域又は地域経済に対する貢献の取り組み 	6-4

【施設再整備に関する項目（54点）】

No	審査項目	配点	審査のポイント	事業提案書様式
5	設計プロセス	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・設計内容のセルフチェックの考え方 ・市への報告・確認プロセスを効率化するための工夫 ・設計人員の配置計画 	6-5
6	処理プロセス設計	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・原水水質変動への対応の考え方 ・設備故障等の緊急時における処理能力確保の考え方 ・水位差を利用した浄水処理フローの考え方 ・省エネに配慮した浄水処理フローの考え方 	6-6
7	土木・建築構造物設計	7点	<ul style="list-style-type: none"> ・設定水位、構造物の配置、場内配管等に対する設計の考え方 ・管理動線、維持管理性における工夫 ・ライフサイクルコストの低減に配慮した構造物設計の考え方 	6-7
8	機械設備設計	8点	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成、機器仕様の基本的な考え方 ・設備構成、機器仕様における長寿命化（管路等の耐久性、部品交換の容易さ、部分的な更新の容易さ等）への配慮 ・設備・機器の維持管理性を高める工夫 	6-8
9	電気計装設備設計	6点	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した電力供給実現のため受変電設備及び停電対策設備の考え方 ・設備故障時等の緊急時における性能確保の考え方 ・計装設備、通信設備の設計における長寿命化（15年間大規模修繕を実施しないための工夫や事業終了後2年間、施設状態を維持する工夫）への配慮 ・監視操作内容 ・監視制御システムの拡張性とセキュリティ対策 ・監視制御における維持管理性を高めるための工夫 	6-9
10	建設工事計画	6点	<ul style="list-style-type: none"> ・工期を遵守するための工程管理方法（先行工事との調整を含む） ・工事工程を踏まえた仮設計画 ・工事における安全管理 ・試運転計画と実施内容 	6-10
11	工事監理方法	6点	<ul style="list-style-type: none"> ・工事監理の基本的な考え方 ・工事監理体制（適切な人員配置と市への報告方法） ・品質管理方法 	6-11
12	周辺環境への配慮	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両の管理方法 ・騒音、振動、粉じん等による周辺環境への影響の低減方法 	6-12
13	新技術の採用	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の採用 ・過度な維持管理費（事業期間中・事業期間終了後以降）にならないことに配慮した新技術の導入 	6-13

【施設維持管理に関する項目（30点）】

No	審査項目	配点	審査のポイント	事業提案書 様式
14	運転管理計画	7点	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理における目標設定 ・運転管理における人員体制 ・配置人員の実績、有資格者の配置等 ・人員の育成・教育方法 	6-14
15	保全管理計画	6点	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検の実施内容及び頻度の考え方 ・修繕業務における長寿命化への配慮 ・電気計装設備を大規模修繕なしで機能維持するための方法 	6-15
16	水質管理計画	6点	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時の水質管理の考え方 ・急激な水質変動への対応 	6-16
17	災害・事故時の対応	7点	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に特徴的なリスクへの対応策 ・災害・事故時の対応方針 ・過去の経験に基づいた災害・事故時の具体的な対応策 	6-17
18	事業終了時の引継ぎ業務	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了時の引継ぎ業務の実施体制 ・業務内容における確実な技術継承への配慮 	6-18
19	その他、創意工夫に関する事項	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・市の業務負担軽減 ・市と共同での人材育成策（危機管理訓練・新人研修等） ・当該施設を活用した市とSPCによる共同研究の可能性に関する提案 ・その他、運転管理業務に係る創意工夫 	6-19

図表4 各審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	要求水準を超える具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	要求水準を超える具体的に優れた提案がある	配点×0.7
C	要求水準を満たし、具体的な提案がある	配点×0.4
D	要求水準を満たすが、特に提案がない	配点×0.0

第4 総合評価

1 総合評価の手順

事業者選定評価委員会は、事業提案書に記載された提案内容に基づいて算出した定性的評価（非価格要素審査）の非価格点と入札参加者が提示する入札金額に基づいて算出した価格点の合計により、入札参加者ごとに総合評価点を算出する。

市は、事業者選定評価委員会で算出された総合評価点に対し、順位付けを行い、その結果に基づいて落札者を決定する。

なお、最も高い総合評価値の者が2者以上ある時は、価格点の高い者を落札者とし、更に価格点が高点である場合には、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

2 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式より行う。

総合評価点 (満点 100 点)	=	【非価格点】 (満点 100 点×0.6) 60 点換算	+	【価格点】 (満点 100 点×0.4) 40 点換算
---------------------	---	------------------------------------	---	-----------------------------------

3 落札者の決定

市は、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定し、通知する。また、落札者の決定について公表する。

4 提案内容の位置づけ

本事業では、入札時点で設計が完了していないため、提案内容をそのまま実施することを求めるものではなく、事業契約書に定める「設計業務」が完了した後に、施設の性能や仕様、施工業務・維持管理業務の具体的内容が決定されるものとなる。したがって、総合評価一般競争入札においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有するものとなることに留意する。

(1) 審査項目に基づく審査の扱い

審査項目に基づく審査では、要求水準以上の提案が具体的に示されている内容について得点が付与される加点評価を行う。このため、落札者が提案した提案内容は、事業契約で定める業務水準となることに留意する。

(2) 事業者選定評価委員会の意見の扱い

事業者選定評価委員会においては、入札参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結の段階で、落札者は事業者選定評価委員会が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならないものとする。